

第15節 形態4 - 7

(網構成)

第72条 当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。

- (1) IGSとGSとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
- (2) 1つの相互接続点の接続対象地域内にIGSが複数ある場合は、1つのGSがその接続対象地域内にある全てのIGSと接続することを可能とし、1つの相互接続点の接続対象地域内にGSが複数ある場合は、1つのIGSがその接続対象地域内にある全てのGSと接続することを可能とします。

(接続方式)

第73条 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

104

オペレータサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は2桁(04)とします。

- (2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は個別線信号方式を使用し、SRM信号方式を適用します。

イ SRM信号方式で用いる信号名と機能、実現手段、及び多周波符号として使用する周波数は次のとおりとします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本仕様で規定された以外の信号を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

使用する信号名と機能

信号名	機能
(1) 起動信号	呼の接続に先立ち、前位交換機より後位交換機に対して交換動作の開始を指示します。
(2) 起動完了信号	後位交換機が起動信号を受信したことを前位交換機に伝えます。
(3) 受信装置捕捉完了信号	後位交換機が起動信号受信後、選択信号受信装置の捕捉が完了したことを前位交換機に指示します。
(4) KP信号	選択信号を後位交換機に送出する旨を通知します。
(5) 受信準備完了信号	KP信号を停止するため及び選択信号の送出を開始してよいことを指示します。
(6) 選択信号	着信端末機器の番号など、所用の方向に呼を導くための選択意志を運びます。
(7) ST信号	選択信号の送出完了を示します。
(8) 応答信号	着信端末機器が呼び出しに応じたことを後位交換機より前位交換機に伝えます。
(9) 課金信号又は登算信号 ^(注1)	後位交換機から前位交換機に課金の契機を伝えます。
(10) 終話信号	着信端末機器の呼の終了を後位交換機より前位交換機に伝えます。
(11) 切断信号	呼の終了のため通話路の解放指示を後位交換機に伝えます。

(12) 復旧完了信号	前位交換機からの切断信号により後位交換機が復旧し新たな呼が受け付けられる状態になったことを前位交換機に伝えます。
-------------	--

(注1) : 課金信号又は登算信号のどちらかを使用します。

信号名と実現手段

信号名	前位交換機送出	後位交換機送出	信号実現手段
(1) 起動信号			A線に地気を送出
(2) 起動完了信号			B線に地気を送出
(3) 受信装置捕捉完了信号			A - B線の極性を反転
(4) K P 信号			多周波符号で送出
(5) 受信準備完了信号			A - B線の極性を復極
(6) 選択信号			多周波符号で送出
(7) S T 信号			多周波符号で送出
(8) 応答信号			A - B線の極性を反転
(9) 課金信号又は登算信号 (注1)			A - B線の一定時間の解放
(10) 終話信号			A - B線の極性を復極
(11) 切断信号			A - B線を開放
(12) 復旧完了信号			B線を地気断

(注1) : 課金信号又は登算信号のどちらかを使用します。

多周波符号の使用する周波数

周波数	公	符	周波数 (Hz)	数字符号										K P	S T	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	0			
		0	700													
1	900															
2	1100															
4	1300															
7	1500															
K	1700															
誤	送出側誤差	± 6Hz														
	受信側誤差	± 15Hz														

ウ 接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT - A6及びPT - I3のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 本則の通信時間等の測定に規定する課金信号を送信した時点とは1電話番号を案内する度に課金信号又は登算信号を送信した時点とします。

イ 1通話における最大案内回数は15回とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間において回線名、回線番号及び通話の良否を確認する出会い試験を実施します。

2 手動コレクトサービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82

号)を準用します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

1 0 6

オペレータサービス(コレクトコールの手動起動)に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は2桁(06)とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は個別線信号方式を使用し、SRM信号方式を適用します。

イ SRM信号方式で用いる信号名と機能、実現手段、及び多周波符号として使用する周波数は次のとおりとします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本仕様で規定された以外の信号を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

使用する信号名と機能

信号名	機能
(1) 起動信号	呼の接続に先立ち、前位交換機より後位交換機に対して交換動作の開始を指示します。
(2) 起動完了信号	後位交換機が起動信号を受信したことを前位交換機に伝えます。
(3) 受信装置捕捉完了信号	後位交換機が起動信号受信後、選択信号受信装置の捕捉が完了したことを前位交換機に指示します。
(4) KP信号	選択信号を後位交換機に送出する旨を通知します。
(5) 受信準備完了信号	KP信号を停止するため及び選択信号の送出を開始してよいことを指示します。
(6) 選択信号	着信端末機器の番号など、所用の方向に呼を導くための選択意志を運びます。
(7) ST信号	選択信号の送出完了を示します。
(8) 応答信号	着信端末機器が呼び出しに応じたことを後位交換機より前位交換機に伝えます。
(9) 終話信号	着信端末機器の呼の終了を後位交換機より前位交換機に伝えます。
(10) 切断信号	呼の終了のため通話路の解放指示を後位交換機に伝えます。
(11) 復旧完了信号	前位交換機からの切断信号により後位交換機が復旧し新たな呼が受け付けられる状態になったことを前位交換機に伝えます。

信号名と実現手段

信号名	前位交換機送出	後位交換機送出	信号実現手段
(1) 起動信号			A線に地気を送出
(2) 起動完了信号			B線に地気を送出
(3) 受信装置捕捉完了信号			A - B線の極性を反転
(4) KP信号			多周波符号で送出
(5) 受信準備完了信号			A - B線の極性を復極
(6) 選択信号			多周波符号で送出
(7) ST信号			多周波符号で送出
(8) 応答信号			A - B線の極性を反転
(9) 終話信号			A - B線の極性を復極
(10) 切断信号			A - B線を解放
(11) 復旧完了信号			B線を地気断

多周波符号に使用する周波数とレベルひずみ

周波数	公	符	周波数 (Hz)	数字符号										K P	S T
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		
		0	700												
1	900														
2	1100														
4	1300														
7	1500														
K	1700														
誤	送出側誤差	±6Hz													
	受信側誤差	±15Hz													

ウ 接続シーケンスは技術的条件集別表5のPT - A6及びPT - I3のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式において本則の通信時間等の測定に規定する課金信号を送出した時点とは当社及び直接協定事業者双方の回線を接続して通信ができる状態にした時点とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第1項(4)の規定を準用します。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第74条 伝送装置間インタフェース仕様は第52条(伝送装置間インタフェース仕様)の規定を準用します。

(網同期クロックインタフェース仕様)

第75条 網同期クロックインタフェース仕様は第29条(網同期クロックインタフェース仕様)の規定を準用します。

(その他接続に必要な事項)

第76条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。